

第 23 回 岩手県景観形成審議会

平成 30 年 1 月 9 日 (火) 13:30～15:00

岩手県公会堂 21 号室

次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 会長の選出について

資料 1

(2) 審査部会の選任について

資料 2

(3) 諮問事項

・岩手県景観計画の変更について

資料 3

・屋外広告物条例の一部改正について

資料 4

・屋外広告物条例施行規則の一部改正について

資料 5

(4) その他

4 閉会

第23回岩手県景観形成審議会出席者名簿

(任期 2017. 10. 2～2019. 10. 1)

【H30. 1. 9 現在】

委 員	摘 要	出席
い が ら し のぶよ 五十嵐 のぶ代	岩手県PTA連合会会長	○
お ざ わ ま さ き 小 沢 昌 記 (代理 新田 伸幸)	奥州市長 (奥州市都市整備部長)	○ 代理
か と う ゆ う こ 加 藤 祐 子	盛岡スコーレ高等学校教諭 (画家)	○
か わ む ら ひ さ こ 川 村 久 子	川村工房代表 (色彩心理士)	○
き ん の ま り 金 野 万 里	NPO法人いわて景観まちづくりセンター理事	○
く ま が い つ ね ま さ 熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	○
さ さ き ゆ う こ 佐 々 木 祐 子	岩手県商工会議所女性会連合会会長	
さ わ だ し げ る 沢 田 茂	(一財) 岩手経済研究所事務局長兼地域経済調査部長	○
す ず き し げ お 鈴 木 重 男	葛巻町長	○
ち ば か つ よ し 千 葉 一 由	岩手県屋外広告美術業協同組合理事	○
な か む ら た か ゆ き 中 村 孝 幸	(一社) 岩手県建築士会副会長	
ふ じ わ ら と も こ 藤 原 智 子	J A 岩手県女性組織協議会 役員	○
ほ そ ご え く み こ 細 越 久 美 子	岩手県立大学社会福祉学部准教授	○
み な み ま さ あ き 南 正 昭	岩手大学理工学部教授	○
み や け さ と し 三 宅 論	岩手大学農学部准教授	
も り あ い と し こ 盛 合 敏 子	岩手県漁協女性部連絡協議会会長	○
16名		13名

(50音順、敬称略)

岩手県景観形成審議会の概要

1 根拠

岩手の景観の保全と創造に関する条例 第 25 条

2 審議事項

- (1) 景観形成及び屋外広告物行政に関する知事からの諮問に答申すること
- (2) 岩手の景観形成に関する重要事項について知事に意見を述べること
- (3) 屋外広告物に関する重要事項について知事に意見を述べること

岩手の景観の創造と保全に関する条例(抜粋)

第4章 岩手県景観形成審議会

(設置)

第 25 条 県土の良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県景観形成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、屋外広告物条例(昭和 46 年岩手県条例第 44 号)によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

3 審議会は、県土の良好な景観の形成並びに屋外広告物条例第2条第2項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件に関する重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 市町村長
- (2) 屋外広告物条例第2条第2項に規定する屋外広告業を営む者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、知事が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 4 前2条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

屋外広告物条例(抜粋)

(審議会への諮問)

第 16 条の2 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条から第7条までの規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするとき。 ↳ (禁止物件等、表示等の許可、適用除外)
- (2) 第5条第3項及び第6条第1項の規定による許可の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第5条第4項第2号、第6条第3項第2号並びに第7条第1項第3号、第5号、第7

号、及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(審議会への諮問)

第16条の7 知事は、第16条の3第1項の規定に基づく指定をし、若しくはその指定の解除若しくは変更をしようとするときは、あらかじめ岩手県景観形成審議会の意見を聴かなければならない。

岩手の景観の保全と創造に関する条例第 29 条第 1 項の規定に基づく部会の設置について

1 趣旨

景観法は一定規模の建築物等の建築等を行う場合に届出の義務を課しており、この届出について、景観計画に定められた行為の制限に適合しない場合は、知事は設計変更その他の必要な措置を勧告することが出来る。

しかし、この勧告は、届出があった日から 30 日以内にしなければならない。
(景観法第 16 条第 4 項)

このような、より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するため、審議会委員の中からさらに人数を絞った部会による議決を審議会の議決とすることができるよう審査部会を設置するもの。

2 審査部会の運営について

岩手県景観形成審議会部会運営規程を制定し、審査部会の審議事項、議決事項、庶務等、運営に必要な事項について、定めることとした。(別紙 1)

3 審査部会の構成

より機動的かつ専門的な調査等が必要な事項に対応するという趣旨から、5 名以内の委員で構成することとしたい。(別紙 2)

(選任の考え方)

構成は、専門的知識を有する者(学識経験者。自然景観、都市工学、福祉、デザイン、芸術、歴史文化、地域計画など)を中心に概ね 5 人程度とする予定

岩手県景観形成審議会部会運営規程

(平成23年3月16日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号、以下「条例」という。）第29条の規定により、岩手県景観形成審議会（以下「審議会」という。）の部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 条例第29条第1項の規定により、審議会に審査部会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めるときは、審議会に諮って部会を設置することができる。

3 審査部会の審議事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第3項の規定に基づく知事の勧告に関する事項

(2) 法第17条第1項又は法第17条第5項の規定の規定に基づく知事の措置命令に関する事項

(審議会への報告)

第3条 前条第3項の事項は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

2 前項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

(部会の庶務)

第4条 部会の庶務は、都市計画課において処理する。

2 第2条2項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(参考)

審査部会の審議及び議決事項

条項	内 容
第2条第3項第1号	景観計画区域内の届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告すること(条例第8条)
第2条第3項第2号	1 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対して、設計の変更その他必要な措置を命ずること(条例第11条) 2 景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、原状回復または、代わるべき必要な措置を命ずること(条例第11条)

資料 3

議案第 1 号

岩手県景観計画の変更について

標記について、岩手県知事から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

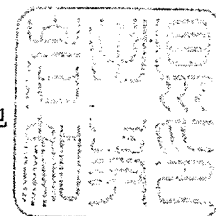
平成 30 年 1 月 9 日

岩手県景観形成審議会会長

都 第 269 号
平成 29 年 12 月 18 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手県景観計画の変更について

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第4条第2項において準用する同条第1項の規定により、次のように貴審議会に付議します。

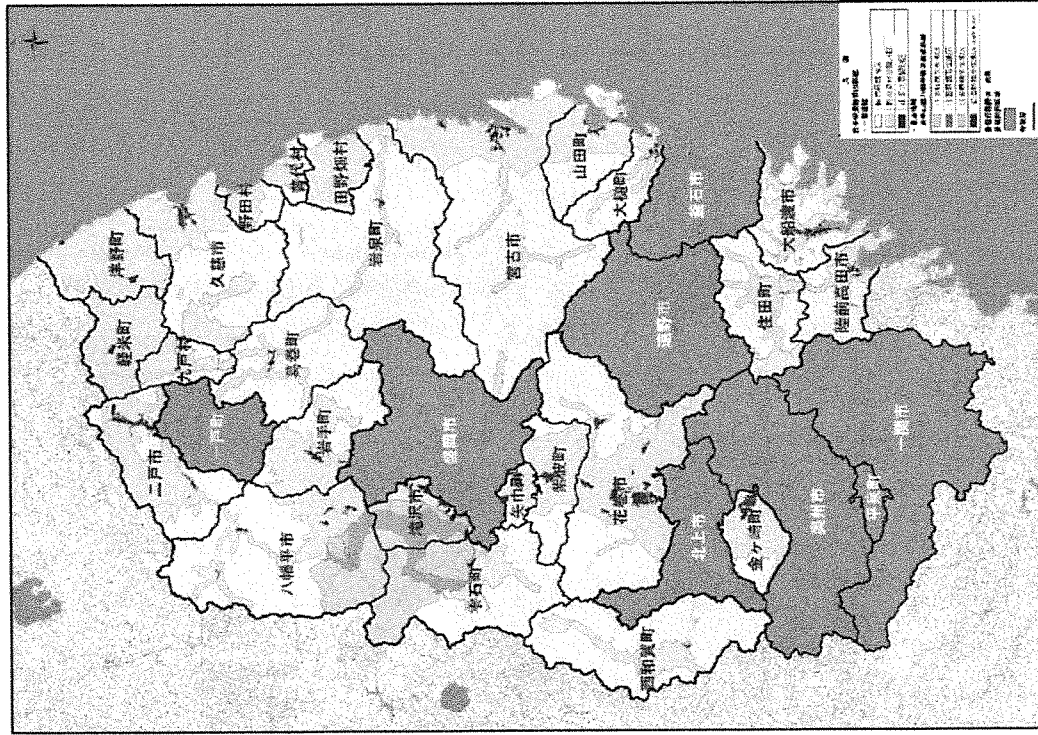
岩手県景観計画の変更について

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による景観計画を次のように変更する。

- 1 景観計画の名称
岩手県景観計画
- 2 変更の内容
景観計画区域から陸前高田市を除く。
区域は、別図表示のとおり。
- 3 変更の理由
陸前高田市が平成 30 年 4 月 1 日に景観法第 7 条第 1 項で定める景観行政団体になるため。
- 4 施行期日
平成 30 年 4 月 1 日

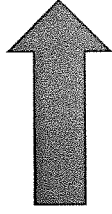
岩手県景観計画区域の変更

【参考図】別図（岩手県景観計画区域）

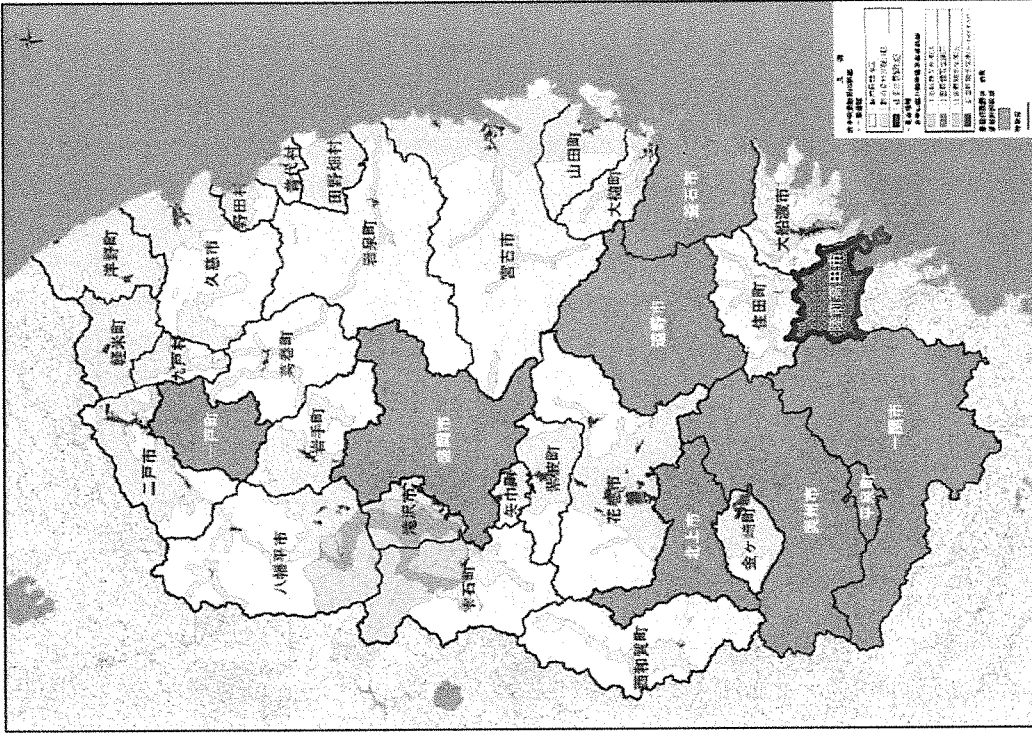


変更前

景観計画
区域から
陸前高田
市を除く



【参考図】別図（岩手県景観計画区域）



変更後

岩手県景観計画の変更理由書

陸前高田市では、現在、東日本大震災津波からの復旧・復興事業が進められており、平成 29 年 4 月には、中心市街地に大型商業施設がオープンするなど、まちづくりが着実に進んでいる。

また、震災からの復興の象徴となる高田松原津波復興祈念公園が整備される予定であり、新たなまちづくりが一層加速し、交流人口の増加も期待されていることから、市では、景観計画の策定により陸前高田ならではの良さを活かした景観形成を更に進めていくこととしている。

景観計画の策定や行為の規制などを行う景観行政事務については、景観法第 7 条第 1 項で定める景観行政団体にならなければならないとされていることから、陸前高田市は、平成 30 年 4 月 1 日に景観行政団体となるための手続を進めている。

一方、景観法においては、二重行政を避けるため、1 つの行政区域については 1 つの景観行政が責任を持つ仕組みとしており、基本的には地域に密着した市町村が景観行政団体になることが望ましいことから、陸前高田市が景観行政団体になることに並行して、岩手県は、岩手県景観計画区域から陸前高田市を除く必要がある。

以上のことから、景観計画区域の変更に伴い、岩手県景観計画の変更を行うものである。

資料 4

議案第 2 号

屋外広告物条例の一部改正について

標記について、岩手県知事から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

平成 30 年 1 月 9 日

岩手県景観形成審議会会長

都 第 270 号
平成 29 年 12 月 18 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



屋外広告物条例の一部改正について

屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）第 16 条の 2 第 2 号の規定により、次のように貴審議会に付議します。

屋外広告物条例の一部改正について

屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）を次のように改正する。

1 改正の内容

屋外広告物の表示等の許可の基準に係る区分のひとつである第 1 種市街地景観地区に田園住居地域を加えようとするもの。

2 変更の理由

都市計画法の一部改正により、用途地域に「田園住居地域」が創設されるため。（平成 30 年 4 月 1 日施行）

3 施行期日

平成 30 年 7 月 1 日

屋外広告物条例の一部改正の概要

1 都市計画法の一部改正について

(1) 都市緑地法等の一部を改正する法律（H30.4.1施行分）による改正

都市計画法は、都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、それぞれの地域ごとに建てられる建物の種類や大きさ等について一定の規制を設けることにより、生活環境や業務の利便を向上させ、都市の効率的な活動を誘導するため、12種類の用途地域を規定している。

都市計画法の一部改正により、用途地域に「田園住居地域」が創設される。（平成30年4月1日施行）

(2) 田園住居地域の概要

住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域の用途等を都市計画に位置付け、都市計画法に基づく規制（開発規制）と建築基準法に基づく規制（用途規制、形態規制）を通じて、その実現を図るもの。

ア 都市計画法に基づく規制（開発規制）

現況農地における①土地の造成、②建築物の建築、③土石その他の物件の堆積を行う場合に、市町村長の許可を必要とするもの。

イ 建築基準法に基づく規制（用途規制）

第一種、第二種低層住居専用地域に建築可能なものに加え、一定規模以内の農産物直売所、農家レストラン等農業の利便増進に必要な建築物に用途を制限するもの。

ウ 建築基準法に基づく規制（形態規制）

第一種、第二種低層住居専用地域と同様の形態規制をするもの。

(ア) 容積率：50～200%

(イ) 建蔽率：30～60%

(ウ) 高さ：10m又は12m

(エ) 外壁後退：都市計画で指定された数値

2 屋外広告物条例への田園住居地域の追加について

(1) 屋外広告物の表示等の許可基準の概要

屋外広告物の表示等の許可基準は、当該広告物を表示する地域、場所の区分に応じて規則で定めることとしている。このうち、「市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域」を「市街地景観地区」に区分し、都市計画法に定める用途地域により細区分することにより、用途地域に応じた良好な景観の形成を図ることとしている。

(2) 田園住居地域の規制の区分について

田園住居地域は、建築基準法により、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同様の形態規制が設けられるものであり、低層住居専用地域の土地利用を基本とした都市活動

を誘導するための用途地域である。したがって、田園住居地域における都市活動に適した良好な景観の形成を図る観点からは、屋外広告物の規制についても、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域と同様の規制を及ぼすことが適当である。

このことから、田園住居地域を第1種市街地景観地区（条例第6条第2項第3号ア）に追加しようとするものである。

【参考】 市街地景観地区の規制の区分及び対応する用途地域（改正後）

規制の区分	景観特性	細区分（用途地域）
第1種市街地景観地区※ （条例第6条第2項第3号ア）	市街地を形成している区域のうち良好な景観を形成し、又は風致を維持することが特に求められる地域。第一種低層住居専用地域等、良好な住環境等に配慮する地域を想定している。	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 <u>田園住居地域</u>
第2種市街地景観地区※ （条例第6条第2項第4号）	市街地を形成している区域のうち県民の生活、経済活動との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域。商業と住居が混在する地域を想定している。	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第3種市街地景観地区※ （条例第6条第2項第5号）	市街地を形成している区域のうち経済活動との調和を図りつつ良好な景観を形成すべき地域。経済活動が活発な商業、工業地域を想定している。	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域

※の地区の名称は、屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）第5条の4に規定するものであること。

資料 5

議案第 3 号

屋外広告物条例施行規則の一部改正について

標記について、岩手県知事から別添のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

平成 30 年 1 月 9 日

岩手県景観形成審議会会長

都 第 271 号
平成 29 年 12 月 18 日

岩手県景観形成審議会会長 様

岩手県知事 達増 拓也



屋外広告物条例施行規則の一部改正について

屋外広告物条例（昭和 46 年岩手県条例第 44 号）第 16 条の 2 第 2 号及び第 3 号の規定により、次のように貴審議会に付議します。

屋外広告物条例施行規則の一部改正について

屋外広告物条例施行規則（昭和 47 年岩手県規則第 41 号）を次のように改正する。

1 改正の内容

国や地方公共団体の施策の推進に資すると認められる屋外広告物であり、関係市町村長からの意見を聴いた上で、良好な景観の形成又は風致の維持を妨げるものではないと知事（広域振興局長）が認めるものについては、規制の弾力化を図るもの。

2 改正の理由

平成 29 年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都市公園の整備に民間活力を導入して、カフェ等の飲食店を設置し、その利益により公園を整備するなどの取組ができるようになったことなどを踏まえ、屋外広告物条例の弾力的な運用を行うため。

3 施行予定

平成 30 年 4 月以降

屋外広告物条例施行規則の一部改正における考え方

現状

- 1 都市公園では、屋外広告物に厳しい規制が適用されるが、平成 29 年 6 月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、都市公園の整備に民間活力を導入して、カフェ等の飲食店を設置し、その利益により公園を整備するなどの取組ができるようになった。
このため、国土交通省では、屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であっても、広告の掲出を許可するなどの規制の弾力化が必要と位置付けている。
- 2 県条例においては、国や地方公共団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件については、事前届出により掲出できることとなっている。(条例第 5 条第 4 項第 1 号、条例第 6 条第 3 項第 1 号)
現在、県内においては、地方公共団体のイメージアップに資するため、ガスタンク(禁止物件)にイメージの図柄(地元特産品のスイカ、わんこきょうだい等)を掲出している事例がある。
- 3 これらを踏まえ、実態に即した屋外広告物規制の弾力化を図り、民間事業者でも一定要件のもと、条例において、通常、禁止物件とされているものに対しても許可申請のうえ掲出できるような対応が必要である。

規則改正の考え方

1 改正の内容

一定要件を満たす広告物の場合は、知事(広域振興局長)が関係市町村長からの意見を聴いた上で、必要と認める場合は、許可ができるよう規制の弾力化を図る。

- ・禁止物件(ガスタンク・煙突等)への掲出
- ・許可基準(表示面積等)の適用除外 等

2 規制の弾力化にあたっての要件等

- (1) 国や地方公共団体の施策の推進に資すると認められる広告物であること。
- (2) 関係市町村長の意見を勘案すること。
- (3) 合理的に必要な限度とすること。(施策に比し過大なものは認めない等)
- (4) その他、必要と認めるもの。

※ 現行の条例及び施行規則における規定は、別添のとおり。

■ 現行の規定 <屋外広告物条例及び施行規則の抜粋>

(禁止物件等)

条例第5条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

(1) 煙突、ガスタンク及び水道タンク

3 第1項の規定にかかわらず、同項第11号に掲げる物件に表示する広告物は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示することができる(次条第2項第1号及び第2号に掲げる地域又は場所を除く。)

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 公共的目的を有する法人その他の団体が知事が指定するもの(以下「指定団体」という。)が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

6 次条第2項の規定は、第3項の規定による許可について準用する。

(禁止物件における広告物の表示の許可の基準)

規則第5条の2 条例第5条第6項において準用する条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 周囲の景観に調和したものであり、かつ、公共的目的をもって表示し、又は設置するものであること。

(2) 表示面積が、広告物を表示する物件の最大投影面積の2分の1以下であること。

(表示等の許可)

条例第6条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による許可の申請に係る広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法が、次に掲げる当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ規則で定める基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

(1)～(5) [略]

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届出をして表示し、又は設置することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件

(2) 指定団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの

(公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準)

規則第5条の3 条例第5条第4項第2号及び第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次条に規定する基準に適合するものであることとする。

(表示等の許可の基準)

規則第5条の4第1項各号列記以外の部分 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1に掲げるもののほか、次の各号に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。